

香取市貨物運送事業者等 燃料費高騰対策支援金

－申請の手引－

< 受付期間 >

令和7年6月2日（月）～令和7年9月30日（火）※

※当日消印有効

※期間延長しました。

香取市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務局

（香取市役所商工観光課内）

【電話】 0478－50－1212

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）

1 支援金の概要

(1) 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(2) 交付額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 交付の要件

(1) 対象事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(2) 対象車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(3) 事業判定フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3 申請手続

(1) 申請書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(2) 交付の決定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

4 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

5 Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1 支援金の概要

(1) 趣旨

燃料費の高騰の影響を受けた貨物運送事業者等の経済的負担を軽減し、その事業継続を支援するため、事業者に対して支援金を交付します。

(2) 交付額

交付要件を満たす事業者の事業用自動車の台数に応じて交付します。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ① 一般貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1 台当たり 23,000 円 |
| ② 特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1 台当たり 23,000 円 |
| ③ 貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1 台当たり 8,000 円 |
| ④ 一般貸切旅客自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1 台当たり 23,000 円 |

2 交付の要件

(1) 対象事業者

下記の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人」又は「常時使用する従業員数が300人以下の法人又は個人」であること。
- ② 令和7年4月1日時点で、「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可を受けている」又は「貨物軽自動車運送事業の届出を行っている」貨物自動車運送事業者又は「一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている」貸切旅客自動車運送事業者であること。
- ③ 令和7年4月1日時点で事業を継続していること。
- ④ 申請日以後も引き続き事業を継続する意思を有していること。
- ⑤ 市内に事業を行うための営業所等を有していること。
- ⑥ 納期限が到来した市税を完納していること。

※上記を満たしていても、以下に該当する場合は、補助対象となりません。

- ① 香取市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
- ② 法人税法第2条第5号に規定する公共法人
- ③ 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体

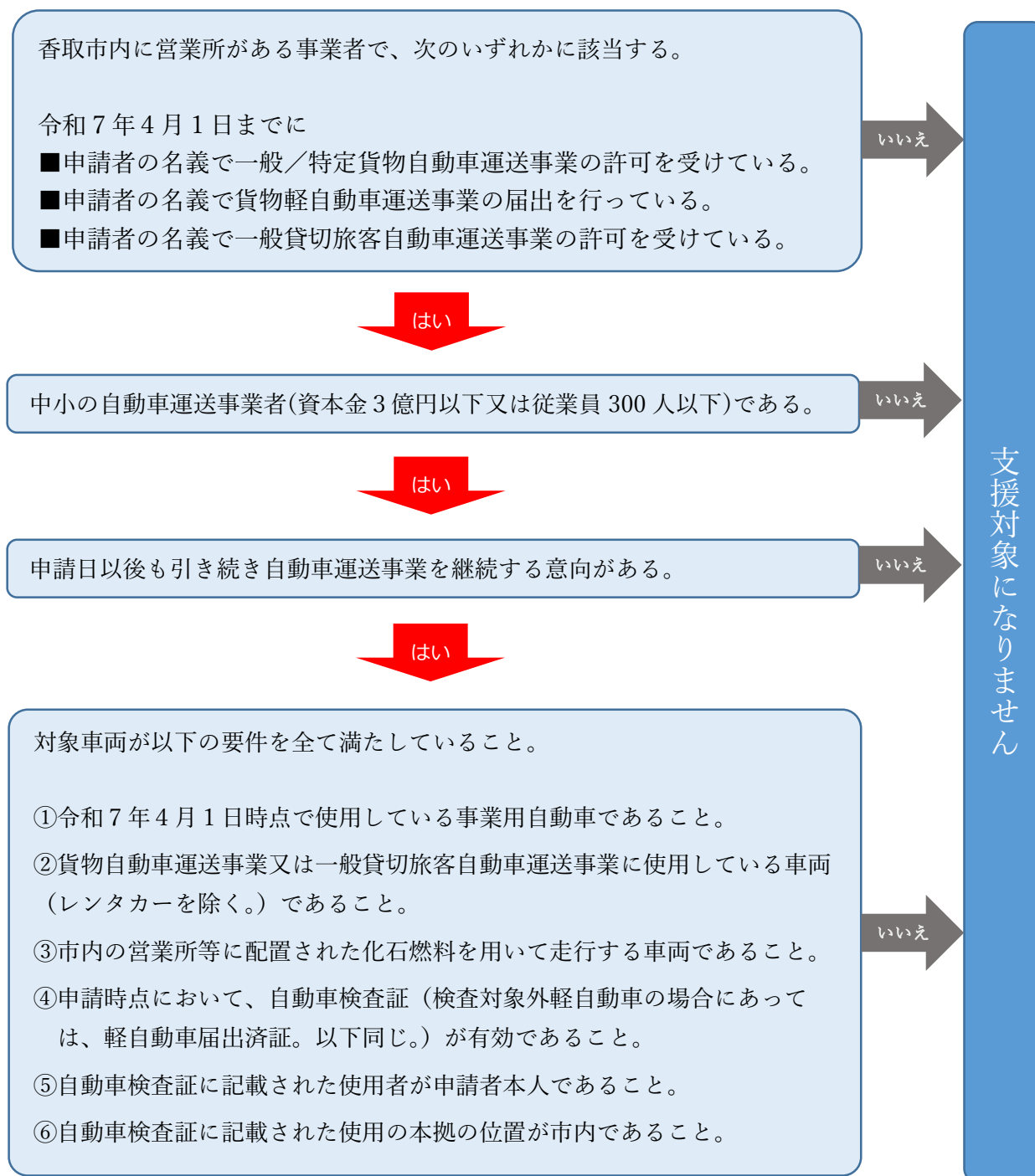
(2) 対象車両

下記の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 令和7年4月1日時点で使用している事業用自動車であること。
- ② 貨物自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業に使用している車両（レンタカーを除く。）であること。
- ③ 市内の営業所等に配置された化石燃料を用いて走行する車両であること。
- ④ 申請時点において、自動車検査証（検査対象外軽自動車の場合にあっては、軽自動車届出済証。以下同じ。）が有効であること。
- ⑤ 自動車検査証に記載された使用者が申請者本人であること。
- ⑥ 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が市内であること。

※ 電気自動車、トレーラー等の被牽引車、自家用自動車は対象外です。

支援対象判定フロー図（概要版）



3 申請手続

(1) 申請書の提出

① 申請書類

香取市ホームページからダウンロードの上、必要事項を記載してください。



No.	書類の名称・内容	チェック
1	香取市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金申請書兼請求書	☐
2	誓約書兼同意書	☐
3	申請者名義の自動車運送事業等に係る許可書又は届出書の写し	☐
4	支援対象車両に係る自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写し) ※検査対象外軽自動車の場合にあっては、軽自動車届出済証の写し	☐
5	市税に未納のないことの証明書	☐
6	振込先口座が確認できる書類	☐

② 申請受付期間

令和7年6月2日(月)から令和7年9月30日(火)まで

③ 申請受付方法

下記宛てに申請書類一式を郵送してください。

※簡易書留やレターパックなどの郵便物を追跡できる方法での提出をおすすめします。普通郵便等で郵送した場合の事故等についての責任は負えません。

【 提出先 】

〒287-8501

香取市佐原口2127

香取市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務局

(香取市役所商工観光課内)

(2) 交付の決定等

- 申請書類を受理した後、内容を審査の上、交付の可否を決定します。
- 交付を決定したときは、おおむね1か月程度で提出いただいた振込先口座へ振込します。

4 留意事項

- ① 本支援金の交付決定後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の交付決定を取り消します。この場合において、申請者は、市に支援金を返金していただくことになります。
- ② 市は、必要に応じて、申請内容等について調査を行います。申請者は、市に協力するとともに、速やかに状況の報告をお願いします。
- ③ 交付対象者は、本支援金の申請に係る帳簿及び全ての証拠書類を、交付事業の日が属する年度の終了後5年間、市長から要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

5 Q & A

Q 1 : 1 社当たりの支援金額の上限はありますか。

A 1 : 上限はありません。支援対象車両の台数に応じて交付します。

Q 2 : 本社が市外でも支援金の対象になりますか。

A 2 : 営業所等（使用の本拠の位置）が市内であれば対象になります。

Q 3 : 二輪自動車は対象になりますか。

A 3 : 貨物軽自動車運送事業で用いる自動車に該当する緑ナンバーの場合には、支援金の対象になります。1 台につき 8,000 円を支援します。

Q 4 : リース車は支援金の対象になりますか。

A 4 : 自動車検査証に記載されている使用者が申請者と同一であれば対象になります。

Q 5 : 割賦により所有権留保されている車も支援金の対象になりますか。

A 5 : 自動車検査証に記載されている使用者が申請者と同一であれば対象になります。

Q 6 : 支援金は、申請後どのくらいで支払われますか。

A 6 : 申請からおおむね 1 か月程度での支払を想定しています。ただし、申請が集中した場合などは、さらに期間をいただくこともあります。

Q 7 : 市内に複数事業所があるので、事業所ごとに申請してもいいですか。

A 7 : 本社又はいずれかの事業所が取りまとめの上、申請してください。

Q 8 : 一般貨物自動車運送事業と貨物軽自動車運送事業を行っていますが、申請はまとめて行ってもいいですか。

A 8 : 同一事業者でまとめて申請してください。

Q 9 : 許可書等を紛失してしまったが、支援金をもらうにはどうすればいいですか。

A 9 : 千葉運輸支局に「運送事業に係る証明願」を提出し、証明書の交付を受けてください。証明願の手続については、千葉運輸支局にお問合せください。

Q10 : 法人の名称変更や移転で、許可書等に記載された現在の法人名や所在地と異なりますが、どうすればいいですか。

A10 : 千葉運輸支局に「運送事業に係る証明願」を提出し、現在の名称・所在地での証明書の交付を受けるか、法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）で確認できる場合は、登記事項証明書（写し）でも構いません。

Q11：支援金の用途制限はありますか。

A11：特に制限はありません。

Q12：ハイブリッド車は支援金の対象になりますか。

A12：対象となります。

Q13：電気自動車や天然ガス自動車、水素自動車は支援金の対象となりますか。

A13：対象となりません。

Q14：令和6年1月以降に車検を更新したため「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」が発行されました。「電子車検証」のみの提出は認められますか。

A14：「電子車検証」には「有効期間の満了する日」や「使用者の住所」の記載がないため、「自動車検査証記載事項」も併せて提出をお願いします。

Q15：支援金は課税の対象になりますか。

A15：支援金は課税対象となります。